

法学分野の参照基準検討分科会（第3回）議事要旨

1. 日時 平成23年5月30日（月） 13:00～15:00
2. 場所 日本学術会議6階 6-A(1)会議室
3. 出欠 （出席11名） 河野委員長、井上副委員長、浅倉幹事、河合幹事、淡路委員、池田委員、井田委員、辻村委員、寺田委員、廣渡委員、広田委員
（欠席5名） 吾郷委員、磯村委員、長谷部委員、浦川委員、北村委員、
（説明者2名）
弘前大学21世紀教育センター高等教育研究開発室長 田中 正弘
静岡大学法務研究科教授 藤本 亮

4. 議事

- (1) 第1・2回欠席委員及び説明者の自己紹介（辻村委員、田中氏、藤本氏）
- (2) イギリスの分野別参照基準について（田中氏）
- (3) 意見交換

○イギリスも大学進学率が5割程度になってきているので、大学大衆化の問題は、日本と同様に存在する。質保証の問題は、異なる大学間の成績の価値は等しいのかという疑問から出発している。現在は、外部の教員による評価によって、教育の質が、その大学の教育目標と照らして適切かどうか問われるようになった。なお、評価疲れの軽減のために簡便化の方向（ライター・タッチ）に方針を変更したが、それでもまだ大変だという話も良く聞く。オックスフォードの卒業でも、最低レベル（パス）の成績であれば、他大学の最上位（ファースト）の成績より低くみられる。

○イギリスは教養教育が無く、参照基準は専門教育中心に事細かく書かれていること、日本は7割が私学であり、イギリスとは政府のコントロールの仕方が違うことなどが、日本とイギリスの違いであり、日本版の参照基準は、細かく縛らずに本質の部分だけを作文すべき。

○日本の企業はエンプロイアビリティよりトレーナビリティを重視するが、イギリスは逆にエンプロイアビリティを重視しているように見られる、社会に対する教育者としての説明責任というときに、社会が大学に求めていることがそれぞれの社会ごとに違うとしたら、我々は何を社会にアピールすべきか。

○プログラム詳述書を作成するのは各大学なので、その際に利用される参照基準は、全ての大学が利用可能なように柔軟に設計しなければならない。どの大学でも、どこかの項目は使えるように、自由度を高めることが大事。言い換えると、大学は適当でない項目があれば参照する義務はないが、なぜ利用しないかについて説明する義務が生じる。

○今の日本はコネにより就職する学生が減ってきているから、このような参照基準や

プログラム詳述書などを丁寧に作ってあげる必要性が高まってきているのだと考えると分かり易い。

- 就職の面接において、理想としては、エントリーシートの横に自分の成績表があり、その横にさらに大学のプログラム詳述書があるという、そのような形で学生の成績に対する説明が求められるような社会になってくれれば良い。科目やコースの名称は、もしかしたらイギリスの方が日本よりも多様かもしれず、このため、イギリスでは参照基準やプログラム詳述書が必要になった。雇用する側はそれらや社会経験を見た上で、何ができるかを重要視する。
- ヨーロッパだとボローニャプロセスで単位の互換性や相互承認が進んでいる。評価と監査という枠組みは重要で、評価は学生の能力自体を評価するが、監査は大学が学生の質を確保するためにどういうシステムを持っているかを外側からチェックするプロセスのチェック、参照基準はそれにアドバイスを与える。大学が推薦指定校を評価するように、企業にも企業側に評価の基準があって、送り出す側がそれに合わせるというのは難しい。個別大学の自律的内部質保証を支援する共通の枠組みをどうやって我々が提供できるかが問題。
- 労働市場との繋がりが非常に変な形になっているのが日本、いくら学生の質保証をしてもそんなものとは無関係にある時期に採用が決まってしまう。とは言え国際的な労働市場のことを考えると何らかの仕組みは作らないといけませんが、あまり丁寧なものを作っても日本の中では見向きもされない可能性もあるので、スリムなものでも良いのではないか。
- 終身雇用が成立していた時代は採用コストをかけても良かったが、今は採用にコストをかけたくない企業が増えてきている。就職後すぐに辞めてしまう学生や大学を辞めてしまう学生などが多い中下位校をもう少し意識するべき。
- ロースクールができたことにより法学部はより一般教養学部化していく、もっと大きく言えば学部教育自体が平準化していく流れにあるのではないか。法学部でも語学やジャーナリズムを学ぶなど、法律学の履修科目がどんどん減っていくような状況の中で参照基準を作っても、すごく薄いスケルトンのようなものになってしまうのではないか、そのような参照基準は一生懸命作成するに値する価値はあるのだろうか。
- 学部の仕切りを全部外して混ぜてしまったら灰色の学部になってしまうのではないか、別々にあるから良いという部分もあると思う。
- 理系と文系の間境目があって、文系の中にも文学系と法律・経済学系の間境目があると思う。その中はほとんど境目が無くなってきている。この会議の位置付けとしては法学部の専門教育であるが、それが大衆化していく中で一般教育とすごく重なってきている。
- イギリスの旧来の質保証制度について、多くの研究者は、外部評価に質保証を委ね

でも教育の質の向上には限界があり、結局は大学の内部において教育を改善する方法が確立されていないといけない、と論じている。つまり、外部評価で内部質保証システムを点検するべきということであり、その評価方法の成果を研究者たちが現在検証している。

- 高卒よりはどんなにレベルの低い大学でも大卒の方が評価されるという現実はある、これがある限り大学に高い授業料を払って行く価値はあるが、問題なのは専門学校で、就職に直結しているということを言われるとそちらに流れてしまう可能性がある。
- 大学は今大変な生存競争にさらされていて、もう既に自分たちで教育内容やカリキュラムなどを良く考えそれをアピールしていると思う。その中で参照基準を出したとして受け入れられるかが疑問。
- オール・ユニバーシティを対象としているということ、単に競争のために個別の大学が作成するというものではなく、日本の大学全体を対象とする枠組みが必要なのではないか。OECD等が高等教育も評価するようになってきたことなどから、文科省が学士力について言及せざるを得なくなってきたのだろう。
- グローバルな競争市場により高等教育の質保証が叫ばれるようになった。その方法としてアメリカ型の卒業試験により点数で達成度を測るようなモデルと、ヨーロッパ型の情報公開により社会に向かって説明するというモデルがある。ヨーロッパ型の枠組みは外部評価により厳しく大学をコントロールすることになるため、今では内部質保証サイクルをきちんと動かす仕組みを作る方向に進んでいる。
- 国際対応を考えてオックスフォードのような大学に太刀打ちできるような細かいものを作るか、日本国内全部の大学の共通項を取って非常に薄いものを作るかのどちらかになると思う。
- 90年代は割合同じ基準を作ろうとしていたが、2000年代に入るとそれは難しいことが分かり、比較可能なものとする方向に進んできた、それぞれの質保証の仕組みが説明できれば良くなった。
- この議論の最も重要なキーワードは大学の大量化であり、藤本先生がこの点について色々と調査研究をされているそうなので、次回にお話しを頂きたい、今回同様自由に議論を行っていききたい。